

ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業に関する特別約款

2020年4月14日制定

2025年3月28日改正

2025年7月30日改正

(主務省による委託業務の管理等)

- 第1条 業務委託契約約款（以下「原約款」という。）第4条第1項及び第2項中「甲」とあるのは、「甲又は甲の主務省である経済産業省」とする。
- 2 原約款第4条第1項中「次の各号に掲げる措置を講じるものとする。」とあるのは、「次の各号に掲げる措置を講じるものとし、乙はこれを受け入れるものとする。」とする。
- 3 原約款第4条第2項中「必要な指示を乙に行うことができるものとする。」とあるのは、「必要な指示を乙に行うことができるものとし、乙はこれを受け入れるものとする。」とする。
- 4 原約款第8条は「甲の主務省である経済産業省は、経済産業省が別に定めるポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業研究開発計画（以下「基本計画」という。）に規定する実施期間終了後に、技術評価（以下「事後評価」という。）を行うことができるものとする。ただし、経済産業省が必要があると認めるときは、事後評価を実施期間終了年度に行うことができるものとし、乙はこれを受け入れるものとする。また、甲は、実施期間終了後に、事業化の状況等の調査（以下「追跡評価等」という。）を行うことができるものとし、乙はこれを受け入れるものとする」とする。
- 5 原約款第9条中「甲が別に定める基本計画」とあるのは、「基本計画」とする。
- 6 原約款第13条中「様式第5」とあるのは、「ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業に関する特別約款の別紙1」とする。
- 7 原約款第55条中「甲乙」とあるのは、「甲、甲の主務省である経済産業省及び乙」とする。

(乙等が締結する契約の相手方の制限)

- 第2条 乙、再委託先及び共同実施先（以下、「乙等」という。）は、委託業務を実施するために締結する契約（売買、請負その他の契約であり契約金額100万円未満のものを除く。）をするに当たり、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、委託業務の遂行上、当該事業者でなければ委託業務の遂行が困難又は不相当である場合、甲の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。
- 2 甲は、乙等が前項の規定に違反して経済産業省からの補助金交付停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は、乙に対し、必要な措置を求めることができるものとし、乙は甲から求めがあった場合は、その求めに応じなければならない。

- 3 前二項の規定は、委託業務の一部を第三者に請け負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に扱うものとし、乙は、必要な措置を講じるものとする。

(※第3条は提案時に1件当たりの委託費の上限を超える研究開発費が必要であるとの提案を行い、採択された場合にのみ適用。それ以外の場合には本条を削除する。)

(自己開発投資額の報告と実負担額に応じた措置)

第3条 乙は、各事業年度において当該委託業務に関連する研究開発並びに当該委託業務及び関連する研究開発に係る研究成果を事業化・製品化するために必要となる技術開発のために、機械装置等費、労務費、その他経費、再委託費・共同実施費、間接経費等の経費（以下「自己開発投資」という。）を自ら負担した場合は、年度末基準日又は事業終了日まで、当該年度に係る自己開発投資の実績（以下「年度実績額」という。）について、別紙1の様式により、甲に報告しなければならない。

- 2 甲は、前項の規定により報告された内容について経済産業省の承認を得ることとし、事実確認の必要があると認めるときは、乙に、参考となるべき報告及び資料の提出、内容の修正を求めることができる。

- 3 乙が、当該委託業務に係る研究開発を実施するために委託業務の実施期間に自ら負担することを誓約する自己開発投資額（以下「自己開発投資額」という）は、次のとおりとする。

自己開発投資額 円

- 4 事業終了日において、乙が委託業務の実施期間に報告した年度実績額の合計（以下「実負担額」という）が自己開発投資額に満たなかった場合は、乙は甲が指定する期日までに精算金を支払わなければならない。

- 5 精算金は、自己開発投資額に原約款第15条第1項に基づき甲が支払うべき額として確定した額（以下「確定額」という。）を乗じた額を契約額で除した額（小数点以下切り捨て）から、実負担額を減算した額とする。ただし、自己開発投資額に確定額を乗じた額を契約額で除した額が実負担額を下回る場合は、精算金は0円とする。

【算定式】

精算金＝自己開発投資額×（確定額÷契約額）－実負担額

- 6 乙は、前項の精算金を甲の指定する期日までに支払わないときは、未払金額に対して指定期日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、民法第404条に定める法定利率で算出した延滞金を支払わなければならない。

- 7 乙が原約款第20条の3に定める組合であって、第3項に定める自己開発投資額を当該組合構成員が当該組合とともに負担することを誓約する場合は、前各項の規定における「乙」を「乙及び当該組合構成員」と読み替え、各項の規定を適用することができるものとする。なお、この場合において、乙は、甲に対して、当該組合構成員が負う債務の履行に全責任を負うこととする。

8 乙が原約款第2条第1項のただし書により委託業務の一部を再委託するときであって、第3項に定める自己開発投資額を当該再委託先が乙とともに負担することを誓約する場合は、第1項から第6項までの各項の規定における「乙」を「乙及び再委託先」と読み替え、各項の規定を適用することができるものとする。なお、この場合において、乙は、甲に対して、当該再委託先が負う債務の履行に全責任を負うこととする。

(収益状況等の報告)

第4条 乙は、研究成果の事業化・製品化に基づく収益状況等について、次の各号のいずれかに該当する場合、甲が指示する日までに、甲が別に定める様式で、甲に報告しなければならない。

- 一 委託業務の完了した日の属する乙の会計年度の終了日の翌日から起算して5年間
- 二 委託期間中において委託業務の一部が完了し、その研究成果を事業化・製品化した時点から5年間

2 前項に定める報告書は、乙の毎会計年度決算確定後20日以内に提出するものとする。

3 乙が原約款第20条の3に定める組合であって、前項に定める事業化・製品化を当該組合構成員が取り組む場合は、前項の規定における「乙」を「乙及び当該組合構成員」と読み替え、前項の規定を適用することができるものとする。

4 基本計画において、同一の開発テーマとして委託事業の終了後に助成事業に切り替えること（継続研究開発を除く。）が明記されている場合は、第1項第一号に基づく報告義務は適用しないものとする。ただし、助成事業への切り替えが実施されなかったときは、この限りではない。

(※第5条及び第6条は基本計画に定める研究開発項目①における「システム技術開発」のテーマにのみ適用。それ以外の場合にはこれらの2条を削除する。)

(費用対効果指標)

第5条 乙は、基本計画に定められた方法に基づき、実施計画書において費用対効果指標の設定値（以下「設定値」という。）を設定し、甲が別に定める様式で費用対効果指標の達成状況を報告するものとする。

2 甲は、前項の規定により報告された内容について事実確認の必要があると認めるときは、乙に、参考となるべき報告及び資料の提出、内容の修正を求めることができる。

3 甲は、第1項の規定により報告された費用対効果指標の達成状況を確認し、費用対効果指標の実績値（以下「実績値」という。）が設定値を下回る場合には、経済産業省の承認を得た上で、基本計画に定められた方法に基づき、返還率を決定する。ただし、基本計画で定めるステージゲート審査により、当該審査時点以降の当該業務委託契約を締結しないことが決定され、委託業務が終了となった場合は、この限りではない。

4 前項の返還率が決定された日（以下「確認日」という。）以前に、著しい経済情勢の変動、天災地変その他不可抗力、又は本契約締結の際予測することのできない事由であって

甲乙いずれの責にも帰すことのできないものにより、実施計画書において定めた設定値を達成できなくなった又はそのおそれがある場合には、乙は当該事由を記載した書面を添付して設定値の変更を甲に申し出るものとする。

- 5 甲は、前項の申し出の内容を審査し適切と認めたときは、経済産業省の承認を得た上で、乙に対し、原約款第11条第1項に規定する変更申請の提出を求めるものとする。ただし、委託業務の完了後又は委託期間終了後である場合は、甲は、前項の申し出の内容を審査し適切と認めたときは、経済産業省の承認を得た上で、乙へ承認することをもって、設定値を変更したとみなす。
- 6 甲は、第3項の規定に基づき実績値の確認及び返還率の決定を行ったときは、乙に速やかに通知し、乙は、これを承諾するものとする。

(実績値に応じた措置)

第6条 乙は、前条第6項の規定に基づき返還率の通知があったときは、甲に対して、確定額に返還率を乗じた額(小数点以下切り捨て)を、返還金として支払わなければならない。

【算定式】

返還金＝確定額×返還率

- 2 前項の返還金の支払方法は、原則、甲が指示する期日における一括払いとする。ただし、甲が認める場合は、確認日以降10年以内で甲が指示する期間の年賦払いとする。年賦払いを行う場合、乙は、各事業年度に支払うべき金額を、毎事業年度の確認日の応当日の前日までに(応当日のないときはその月の末日までとし、以下「各年支払日」という。)甲に対し支払うものとする。
- 3 返還金には利息をつけない。ただし、乙が各年支払日、前項に基づく一括請求において指定された期日、又はその他定められた支払日に支払いを行わないときは、乙は、指定期日の翌日から返還する日までの日数に応じ、民法第404条に定める法定利率で算出した延滞金を付して返還しなければならない。
- 4 乙が原約款第20条の3に定める組合であって、第5条第1項に規定する設定値を当該組合構成員が当該組合とともに設定する場合は、第4条、第5条及び第6条前各項の規定における「乙」を「乙及び当該組合構成員」と読み替え、各条各項の規定を適用することができるものとする。この場合において、乙は、甲に対して、当該組合構成員が負う債務の履行に全責任を負う。
- 5 乙が原約款第2条第1項のただし書により委託業務の一部を再委託するときであって、第5条第1項に規定する設定値を当該再委託先が乙とともに設定する場合は、第4条、第5条及び第6条前各項の規定における「乙」を「乙及び当該再委託先」と読み替え、各条各項の規定を適用することができるものとする。この場合において、乙は、甲に対して、当該再委託先が負う債務の履行に全責任を負う。

(技術移転防止に係る事前相談)

第7条 乙は、基本計画に基づき、乙又はそのグループ会社が、次項に定める他者(乙の子

会社を含む。以下同じ。)又は他国に対する行為を行うに当たって、次に掲げる事項に該当する場合は、当該行為を実施する40日前までに経済産業省に事前に相談しなければならない。

- 一 コア重要技術等(基本計画に基づく技術をいう。以下同じ。)の強制的な技術移転のおそれがあること又は次のイ若しくはロに掲げる他者の属性によりコア重要技術等の流出のおそれがあることを乙が知った場合
 - イ 過去5年間において、国際連合の決議その他国際的な基準に違反した実績がある者
 - ロ 外国政府等による影響を受けて事業を行う者
 - 二 前号に掲げるおそれがあるとして経済産業省から事前相談をすべき旨の連絡を受けた場合
- 2 他者又は他国に対する行為は、次の各号に掲げるいずれかの行為とする。
- 一 他者に対し、コア重要技術等に係る知的財産権を移転する、基本計画の対象とする取組に係る事業を譲渡する等、コア重要技術等そのものを移転する
 - 二 他者に対し、コア重要技術等を提供する
 - 三 他者と、コア重要技術等に関する共同研究開発を行う
 - 四 他国において、コア重要技術等に係る研究開発を行う
 - 五 他国において、コア重要技術等を用いた製品等を生産する拠点を建設し、又は既存の生産拠点における設備投資を行い、結果として当該生産拠点における当該製品等の製造能力が10%を超える割合で増強する(ただし、当該生産拠点で生産する当該製品等の85%以上が当該他国で消費される場合を除く。)
- 3 乙は、第1項に規定する相談の要否について確認した結果等について、原約款第27条第2項に定める事業化計画に記載した上で、甲が別途指定する期間内に甲に提出しなければならない。
- 4 甲は、前項の事業化計画の提出があったときは、当該事業化計画を経済産業省に提供できるものとする。
- 5 甲は、第3項の規定により提出された事業化計画に不当であると認める事項又は虚偽の記載があった場合、経済産業省と協議の上、乙に対し、その是正のために必要な指示を行い、乙はこの指示に従うものとする。

(取得財産の処分の制限)

- 第8条 原約款第20条第1項に規定する甲に帰属する取得財産は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第22条が適用される。
- 2 甲は、前項の取得財産について、原約款第20条の2第5項に規定する確認書の内容を適切と認めたとき又は指定期限までに乙が確認書を提出しないときは、必要に応じて、経済産業大臣に財産処分の申請書等を提出するものとする。
- 3 乙は、経済産業大臣による承認にあたり条件が付された場合は、その条件に従い、取得財産を処分するものとする。

(外国法人の特例)

第9条 (削除)

(甲の解除権)

第10条 原約款第37条第1項に次の2号を追加する。

六 乙が、甲が公募時に提示する応募要件を満たさなくなったとき。

七 乙が特別約款第7条第3項の規定により提出した事業化計画に虚偽の記載があった場合において、当該違反内容に重大性又は緊急性等があるものと経済産業省が判断したとき。

(翻訳文との関係)

第11条 本契約では、原約款第44条第4項は適用しない。

2 本契約は日本語を正文とする。参考のため英文訳が作成された場合であっても、日本語の正文のみが契約としての効力を有し、英文訳にはいかなる効力も有しないものとする。

(協力事項)

第12条 原約款第51条第1項第二号中「産業財産権等の取得状況及び事業化状況調査」とあるのは、「産業財産権等の取得及び利用状況並びに事業化状況調査」とする。

(経済産業省への情報提供)

第13条 乙は、甲が委託業務に関して知り得た一切の情報について、必要に応じて甲の主務省である経済産業省に対して提供することに同意するものとする。

(再委託先等との契約)

第14条 乙は、委託業務の一部を再委託又は共同実施するときは、乙が本特別約款を遵守するために必要な事項及び甲が指示する事項について、再委託先又は共同実施先と約定しなければならない。

(存続条項)

第15条 甲及び乙は、委託期間が終了し、又は原約款第37条、第38条若しくは第39条の規定に基づき本契約が解除された場合であっても、原約款第52条に定めるもののほか、次の各号に掲げる条項については、引き続き効力を有するものとする。

一 各条項に期間が定めてある場合において、その期間効力を有するもの。

第4条

二 各条項の対象事由が消滅するまで効力を有するもの。

第1条第4項、第3条第4項から第8項まで、第5条第3項から第6項まで、第6条、第8条、第10条、第11条、第13条及び第14条

三 委託期間の終了又は解除した日の属する事業年度の終了日の翌日から10年間効力

を有するもの。

第12条

(注：自己開発投資額に係る実績の報告を必要としない場合には、第15条の規定中、第3条に係る部分を削除する。また、費用対効果指標の実績値に応じた返還金の支払いを必要としない場合には、第5条及び第6条に係る部分を削除とする。)

(原約款との関係)

第16条 この特別約款に規定しない事項については、原約款の規定を適用する。

附 則

この特別約款は、2020年4月14日から施行する。

附 則

1. この特別約款は、2025年4月1日から施行し適用する。
2. ただし、改正前の第8条及び第10条に対する規定の改正は、2025年4月1日以降に締結した契約（変更契約を含む。）から適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

附 則

1. この特別約款は、2025年7月30日から施行し適用する。
2. ただし、改正後の第9条の規定は、2025年7月30日以降、新たに締結する契約（変更契約を含む）から適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。
3. また、改正後の第7条及び第10条の規定は、2025年8月1日以後、新たに締結する契約（2024年度以前に公募を開始した事業を除く。）から適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

年 月 日

委 託 業 務 （実 績・中間実績） 報 告 書

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
理 事 長 殿

住	所	
名	称	
氏	名	役職印

年 月 日付け委託契約に基づく開発項目「」に係る 年度の業務が完了したので、業務委託契約約款（第13条・第37条・第38条・第39条）・特別約款（第1条第6項・第3条第1項）の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 報告対象期間

年 月 日 ～ 年 月 日

2. 研究開発及び自己開発投資の実績

- （注）①研究開発の実績については、簡潔かつ明瞭に、1枚以内に記入のこと。中間実績報告書と中間年報を同日で届出の場合は「中間年報のとおり」と記載すること。
②自己開発投資の実績については、研究開発計画の定め等に従い、記入のこと。

3. 委託費の使用状況

別紙、経費発生調書のとおり

- （注） 別紙として、経費発生調書を添付すること。

契約管理番号

〇〇〇〇〇〇〇〇-〇